公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則

平成十九年二月二十七日 三重県公安委員会規則第一号

- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布します。 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則 (趣旨)
- 第一条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年三重県条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (命令の方法)
- 第二条 条例第七条第四項の規定による命令は、別記様式第一号の中止命令書を交付して行うものと する。
- 2 条例第十一条第二項の規定による命令は、別記様式第二号の中止命令書を交付して行うものとする。
- 3 前二項の中止命令書を交付したときは、相手方から別記様式第三号の受領書を徴するものとする。 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式第1号

(第2条関係)

別記様式第2号

(第2条関係)

別記様式第3号

(第2条関係)